

# 第121回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和7年6月3日(火曜日)

出席議員  (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	大森一繁	総務課長	笹谷一博
	情報政策課長	時政典孝	企画防災課長	大下順世
	税務課長	大上崇	住民課長	福岡真一郎
	健康福祉課長	間嶋節夫	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	平井誠悟	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	大上千佳	南光支所長	豊岡敏弘
	三日月支所長	稲田俊美	会計課長	森田和樹
	教育課長	三浦秀忠	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会期決定の件
- 日程第3. 行政報告について
- 日程第4. 報告第2号 令和6年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5. 報告第3号 令和6年度佐用町公営企業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第6. 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例（令和7年3月31日専決第4号））
- 日程第7. 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和7年3月31日専決第5号））
- 日程第8. 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和7年3月31日専決第6号））
- 日程第9. 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度佐用町一般会計補正予算 第9号（令和7年3月31日専決第7号））
- 日程第10. 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第4号（令和7年3月31日専決第8号））
- 日程第11. 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号（令和7年3月31日専決第9号））
- 日程第12. 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第5号（令和7年3月31日専決第10号））
- 日程第13. 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第4号（令和7年3月31日専決第11号））
- 日程第14. 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第4号（令和7年3月31日専決第12号））
- 日程第15. 議案第46号 工事請負契約の締結について（高度情報通信網通信系ネットワーク機器更新工事）
- 日程第16. 議案第47号 工事請負契約の締結について（佐用町学校給食センター厨房機器更新工事）
- 日程第17. 議案第48号 財産の取得について（教科用図書指導書 一式）
- 日程第18. 議案第49号 財産の取得について（GIGA スクール用 Windows タブレット 一式）
- 日程第19. 議案第50号 財産の取得について（佐用クリーンセンター 塵芥車 1台）
- 日程第20. 議案第51号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21. 議案第52号 佐用町議会議員及び佐用町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22. 議案第53号 佐用町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第23. 議案第54号 令和7年度佐用町一般会計補正予算案（第1号）について
- 日程第24. 議案第55号 令和7年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第1号）について
- 日程第25. 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 日程第26. 委員会付託について
- 追加日程第1. 発議第1号 少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

---

午前09時30分 開会

議長（千種和英君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、第121回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員並びに町当局の皆様には、おそろいでご参集賜り、御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

6月を迎えました。日中は、強い日差しで汗ばむ日もありますが、朝晩は肌寒く感じることもあります。

例年でありますと、町内各地で蛍が舞っている時期でありますが、先日、出かけてみますと、その地域においては、例年より、少し少ないように感じました。

梅雨入り前ではありますが、昨日からの雨、特に、今朝の雨脚は比較的強く、今年も梅雨から夏にかけての豪雨災害のない適度な雨が降り、そして、夏にはしっかりと日差しが降り注ぐ、穏やかな季節の移ろいを望んでおります。

議員並びに当局の皆様には健康に留意されまして、本定例会に臨んでいただくよう、お願い申し上げます。

さて、今期定例会に付議される案件は、報告2件、条例の一部改正と令和6年度補正予算の専決処分の承認9件、令和7年度一般会計補正予算案などの議案10件、請願1件の合計22件であります。

議員各位には、慎重なご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の挨拶とします。

町長の挨拶を受けたいと思います。

庵途町長。

町長（庵途典章君） 改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

今日は、こうして外は雨になっておりますけれども、もう予報では、来週あたりから、本格的な梅雨に入るという予報も出ております。いよいよ、こうした梅雨の季節を迎え、田植えのほうも、町内、今、順調に進んでいるようであります。

米騒動という、米不足、米騒動と言われる中で、今年の生産者、農家の皆さんも、やはり米が、かなり高くなってきているということで、田植えにも力が入っているのではないかなというふうに思います。

もう既に、今年植えている農家の方については、販売されるほうは、青田買いと言われるように、もう契約が大体、もうできてしまっているというようなことも聞いておりますけれども、しかし、そういうことが、今、続いて、農家の方も、今年は、今まで荒らしていた田んぼも田植えをしようかとか、また、これからの稲のほうの世話も力を入れてされると、かなり豊作になると思います。そうした中で、過剰生産になってしまうということが、必ず出てくるのではないかなと。そうなってくると、この今、備蓄米で、安く売りだしているというような、こういう政治的な、今、状況も、なかなか今年の米は、必ず、まだ、高く販売されるということになるんですけれども、来年、また、価格が暴落するというようなことが起きるのではないかなと。

そうなってくると、やはり生産者にとっては、非常にダメージが大きい。今、ウクライナの紛争以来、戦争以来、肥料とか、そういうものも本当に高騰していますし、あらゆるものが値上がりしている。人件費も上がっている。そういう中で、安定した生産が持続できるような価格に、値段になっていただかないと、していかないと、これ本当の意味で、

長い目で見た食料の生産というのが、なかなか難しくなってくるだろうというようなことを、心配をしている昨今でございます。

さて、令和7年度、今年度も、はや2か月が経過をいたしました。いわゆる出納閉鎖ということで、令和6年度の事業、いろんな出納、会計上の決算も、無事終わりました。そうした中で、今議会には、令和6年度の決算させていただいた補正予算、令和6年度の最終補正予算、専決させていただいておりますけれども、上程をさせていただき、皆さんにご承認をいただきたいということでもあります。

また、新年度、もう既に始まって、今年、予定している事業、特に大きな請負事業、建設事業といたしましては、町民プールの改修工事がございます。これも、やはり建築業界、非常に人手不足と、また、資材の高騰、こういうのは、まだまだ続いております。そういう中で、できるだけ早く発注をすることが、一番有利な発注になるという思いで、先般、入札を執行させていただいて、無事、これも落札、決定をしております。

今議会に当たりましては、そうした補正予算、また、新年度に入っの補正予算、そして、工事の請負契約、また、条例の変更等の議案、たくさんの案件を上程をさせていただきますので、それぞれ、皆さん、慎重にご審議をいただき、適切な判断をいただければということで、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

今、非常に、ちょっと、こここのところしのぎやすい天候になっておりますけれども、梅雨に入れば、また、ムシムシとした、本当に暑い日が、また、必ず、すぐやってくるのではないかと思いますけれども、それぞれ十分に健康管理、体調管理にご留意いただきまして、この議会、よろしく申し上げます。以上、御挨拶とさせていただきます。

議長（千種和英君） 　　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第121回佐用町議会定例会を開会します。

今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長及び各支所長であります。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

---

#### 日程第1． 会議録署名議員の指名

議長（千種和英君） 　　日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。4番、高見寛治議員。5番、大内将広議員。

以上、両議員にお願いします。

---

#### 日程第2． 会期決定の件

議長（千種和英君） 　　続いて、日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月3日から6月24日までの22日間としたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月3日から6月24日までの22日間と決定しました。

---

議長（千種和英君） ここで、あらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として、前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以降の議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

---

#### 日程第3．行政報告について

議長（千種和英君） すみません。先ほど、日程第3を抜かしておりましたので、今からさせていただきます。

続いて、日程第3、行政報告に入ります。行政報告であります。報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第3を終了いたします。

失礼いたしました。

---

#### 日程第4．報告第2号 令和6年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（千種和英君） それでは、日程第4に入ります。日程第4、報告第2号、令和6年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について、町長から報告を受けます。庵邊町長。

〔町長 庵邊典章君 登壇〕

町長（庵邊典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第2号、令和6年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、繰越明許費の財源が確定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

一般会計につきましては、物価高騰重点支援給付金給付事業など5事業、繰越額合計1億9,527万1,000円でございます。

財源内訳は、国県支出金1,300万円、地方債1億6,960万円、一般財源は1,267万1,000円でございます。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

議長（千種和英君） 以上で、町長の報告は終わりました。  
これより、報告第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

---

日程第5．報告第3号 令和6年度佐用町公営企業会計予算繰越計算書の報告について

議長（千種和英君） 続いて日程第5に入ります。日程第5、報告第3号、令和6年度佐用町公営企業会計予算繰越計算書の報告について、町長から報告を受けます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第3号、令和6年度佐用町公営企業会計予算繰越計算書の報告につきまして、予算繰越の財源が確定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

まず、簡易水道事業会計につきましては、真盛浄水場浄水池増設工事など4事業、繰越額合計1億9,986万2,000円でございます。

財源内訳は、企業債1億9,830万円、損益勘定留保資金156万2,000円でございます。

下水道事業会計につきましては、上月処理区下水道管敷設工事の繰越額が7,062万円でございます。

財源内訳は、国庫補助金3,440万円、企業債3,520万円、損益勘定留保資金102万円でございます。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告を申し上げます。

議長（千種和英君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより報告第3号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 上の4番の資本的支出の中の上から2番目、建設改良費の中の簡易水道施設ポンプ更新工事について伺いたいんですけど、そこで、説明欄に機器納入先廃業により遅延が生じたためということですけども、ここらへんの事情と、それから見通しというか、その点、伺います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） それでは、説明させていただきます。

このポンプの工事ですけども、まず、委託先は日本メンテになります。その日本メンテのほうポンプを発注して購入するわけですけども、その業者というのが荏原製作所、日本でも一番大きいような会社なんですけれども、そのポンプでは、その荏原製作所のほうが、サプライチェーンとあって、いろいろ連携して、このポンプは、ここの業者からとか、そういう仕入れの仕方をしています。その中の業者が、佐用町に納入する形式のポンプの納入業者が倒産、廃業したということで、こちらのほうに物が入ってこないということで、繰越しになっております。

現在ですけども、もう工事のほうは終了しております。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。  
ほかに質疑はありませんか。  
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

---

日程第 6．承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例（令和 7 年 3 月 31 日専決第 4 号））

議長（千種和英君） 続いて、日程第 6 に入ります。日程第 6、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例、令和 7 年 3 月 31 日、専決第 4 号を議題とします。

承認第 2 号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 2 号、佐用町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の改正は、地方税法の一部を改正する法律が改正され、本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、佐用町税条例の一部を改正するものでございます。

改正項目は 3 点でございます。

まず 1 点目は、原付一種いわゆる 50cc 以下の排気量のバイクの区分に新たに 125cc 以下の排気量でかつ、最高出力が 4 キロワットのバイクを加えるものでございます。

該当する条例は第 82 条及び第 89 条になります。

これは、国内メーカーが 50cc 以下の排気量のバイク市場から撤退することに対する改正になります。これにより今後、125cc の排気量ではありますが出力を抑えたバイクは、原付一種での登録となります。

2 点目はマイナンバーと免許証が一体化される、いわゆるマイナ免許証が導入されることによる改正となります。

該当する条例は、第 90 条になります。

現在、軽自動車税の減免申請には、障害者手帳等に加え、運転者の免許証を提示していただく必要があります。しかし、マイナ免許証には免許番号等の情報は記載されておらず、IC チップに記録されているだけであります。そこで申請者にはスマートフォンアプリ等を用いて運転免許証情報を表示していただく必要がございますが、今回の改正は、この一連の手続きの流れを規定したものでございます。

3 点目は、大規模修繕が行われる区分所有のマンションについて、その固定資産税の軽減措置を申請する方法を改めるものであります。

該当する条例は法附則第 10 条の 3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告になります。

従来は、同じマンションであっても区分所有者ごとに軽減措置の申請を行う必要がありましたが、今回の改正でマンションの管理組合からの一括提出が認められることとなります。

その他の改正は、項ズレを修正するものであります。

佐用町税条例の一部を改正する条例の施行日が、令和 7 年 4 月 1 日となるため、令和 7 年 3 月 31 日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いをいたします。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。  
なお、本案件については、本日、即決とします。  
これより承認第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 6番、金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） ちょっと、よく分からないので、質疑するんやけども、電動バイクとか、今、ありますね。50ccぐらいの。その分なんかの、この税金は、どこに該当するようになるのでしょうか。

〔税務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大上税務課長。

税務課長（大上 崇君） お答えします。

今、金澤議員のおっしゃられたものは、特定小型電動機付自転車、いわゆる電気自転車及びキックボードになります。それも、原付一種、同じ区分にはなりません。

原付一種に、令和5年にそれが追加されて、今回、125cc以下のリミッターのついたバイクが追加されるということになります。

〔町長「税金が幾らか（聴取不能）」と呼ぶ〕

税務課長（福岡康浩君） あっ、ごめんなさい。税金は全て2,000円です。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） ほんならね、この

議長（千種和英君） マイクでお願いします。

6番（金澤孝良君） はい、すみません。

この改正案のところに、総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットというのは、これはガソリンエンジンと電気のあれと分けてあるんじゃないんですか。

0.05リットル以下のもので定格出力が0.6キロワット以上のものというのか、ちょっと、続いておるのか、電動と分けてあるのか、ちょっと、よく分からないので説明してください。

〔税務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大上税務課長。

税務課長（大上 崇君） お答え申し上げます。

今回のものはエンジンです。エンジンの部分の改正になります。

電動キックボード等は、令和5年度に導入を既にされておりますので、もう既に始まっております。

今回は、エンジンの125キロ以下でリミッターをつけたもの。出力が上がらないもの。それを0.6キロワット以下というふうに表現をしております。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） こういう区分、規定は、エンジンの、いわゆる今までだったら、排気量、何ccというね、それで区分されてきましたけども、今は出力、幾らエンジンの大きさが大きくても出力が、言うたら前の50ccと同じ出力で抑えられているものは50ccとして見ますよという、そういう改正なんですね。

だから、エンジンの大きさじゃない。

だから、電動にしても、これは電動は、そういう排気量というのはありませんから、それは、あくまでも全部最終的には、その電動力による出力のリミットを0.6キロワットということ以下の場合には、普通の小型電動付という、そういうものの区分をされて、ほとんど全て2,000円の税だというふうに区分されているという、エンジンが、いろんなものができてきましたから、昔のように、エンジンの排気量だけでは、もう対応ができないということです。はい。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） 大体、分かりました。

昔の話して悪いんやけど、軽四が660ccになった時と同じような感覚で捉えたらええということじゃないんか。馬力のほうが…。そうじゃないんですか。ちょっと、僕も理解、ちゃんとしてあるんだとは思うんですけどもね、理解が、ちょっとしにくかったので、すみません。

町長（庵途典章君） 軽四の場合は、昔の360ccという、その出力を、排気量が660ccまでを認めるという、それは排気量です。

だから、後は、その何馬力出るかというのは、また、60ccでも、出力の高いのもあるし、低いのもあるしするんですけども、ほかの、そういう電動なんかを含めて、出力で規定をしていくという、基本的には、そういう考え方ですね。

6番（金澤孝良君） はい、すみません。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより承認第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
承認第2号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第7．承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和7年3月31日専決第5号））

議長（千種和英君） 続いて、日程第7に入ります。日程第7、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、令和7年3月31日、専決第5号を議題とします。  
承認第3号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第3号、佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、町内に存在する固定資産（土地・家屋・償却資産）に課税される固定資産税を3年間免除することができるというものでございます。

今回の改正は、この固定資産税の免除に係る適用期間を令和10年3月31日まで延長する総務省令の改正がありましたので、本町条例についても同様に改正を行うものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認をいただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。  
なお、本案件については、本日、即決とします。  
これより承認第3号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより承認第3号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
承認第3号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第8．承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和7年3月31日専決第6号））

議長（千種和英君） 続いて、日程第8、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、令和7年3月31日、専決第6号を議題とします。  
承認第4号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第4号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、ご説明を申し上げます。

令和7年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

まず、1点目は、国民健康保険税のうち、基礎課税額の上限を65万円から66万円に。後期高齢者支援金等課税額の上限を24万円から26万円に改正するものでございます。

2点目に、国民健康保険税の減額にかかる軽減判定の基準額を改正するもので、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の所得基準額の計算式において、29万5,000円を30万5,000円に、54万5,000円を56万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

いずれも、法律の改正、国の制度改正等に伴う改正であり、令和7年度の国民健康保険税の算定に反映させる必要があることなどから、施行日を令和7年4月1日とする必要がございましたので、3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、ご説明申し上げます。ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。  
なお、本案件については、本日即決とします。  
これより承認第4号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 13 番、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 説明があった中で、具体的な影響について、伺いたいと思います。基礎額が 65 万円から 66 万円。また、24 万円から 26 万円というふうに増額することによって、影響がある対象者と世帯、それから後、その後、基本額が上がることに伴う減額ですけれども、これの対象者、それから、その関係者がどのようになるのか。その点、具体的な説明をお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） 失礼いたします。

ただ今の議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、限度額の引上げによります影響になりますけれども、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、別々で算定しておりますけれども、徴収する時は国民健康保険税ということで、一括して徴収しておりますので、まとめてお答えさせていただきます。

令和 6 年度ベースで試算しましたところ、影響のありますのは合計で 16 世帯。金額にしまして 45 万 4,997 円でございます。この分の課税額が上がるという形になります。

次に、軽減のほうなんですけれども、同じく、令和 6 年度ベースで試算しましたところ、影響のありますのが 18 世帯。税額にしまして 60 万 2,600 円の、こちらの町のほうとしましては、税額が減になるということで、差引しますと、今回の改正による保険税の算定額は、あくまで試算ですけれども、町から見ますと 14 万 7,603 円の減額となります。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第 4 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 4 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第 4 号は、原案のとおり承認されました。

正予算 第9号（令和7年3月31日専決第7号）

- 日程第10. 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第4号（令和7年3月31日専決第8号））
- 日程第11. 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号（令和7年3月31日専決第9号））
- 日程第12. 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第5号（令和7年3月31日専決第10号））
- 日程第13. 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第4号（令和7年3月31日専決第11号））
- 日程第14. 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第4号（令和7年3月31日専決第12号））

議長（千種和英君） 続いて、日程第9に入ります。日程第9から日程第14までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、日程第9、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度佐用町一般会計補正予算（第9号）、令和7年3月31日、専決第7号から、日程第14、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第4号）、令和7年3月31日、専決第12号までの合計6件を、一括議題とします。

承認第5号から承認第10号までについて、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました承認第5号から承認第10号、専決処分の承認を求めることにつきまして、一括議題とされましたので、順次ご説明を申し上げます。

まず、承認第5号、令和6年度佐用町一般会計補正予算（第9号）から説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、6,153万7,000円を追加し、143億3,424万8,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、町税につきましては、1,744万5,000円の増額で、町民税、固定資産税などそれぞれの税におきまして、収入見込みに基づくものでございます。

地方譲与税につきましては、622万2,000円の増額で、地方揮発油譲与税などそれぞれの譲与税におきまして、実績額に基づくものでございます。

利子割交付金につきましては、47万円の増額。

配当割交付金につきましては、134万4,000円の増額。

株式譲渡所得割交付金につきましては、1,651万6,000円の増額。

法人事業税交付金につきましては、266万8,000円の増額。

地方消費税交付金につきましては、2,414万3,000円の減額。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、681万4,000円の減額。

環境性能割交付金につきましては、580万6,000円の増額。

地方特例交付金につきましては、6,000円の減額で、それぞれ交付額の確定に伴うものでございます。

地方交付税につきましては、1億1,229万円の増額で、特別交付税の確定に伴うものでございます。

交通安全対策特別交付金につきましては、39万8,000円の減額。

分担金及び負担金につきましては、351万4,000円の減額で、うち、分担金は4万8,000円、負担金は346万6,000円の減額でございます。

使用料及び手数料につきましては、659万8,000円の減額で、うち、使用料は424万1,000円の減額で、各種公共施設使用料など実績見込みを計上いたしております。手数料は235万7,000円の減額で、戸籍の交付手数料など実績見込みを計上いたしております。

国庫支出金につきましては、702万2,000円の減額でございます。うち、国庫負担金は59万7,000円の減額、国庫補助金は623万3,000円の減額、委託金は19万2,000円の減額で、各事業の精査によるものであります。

県支出金につきましては、1,620万4,000円の減額で、うち、県負担金は455万6,000円の減額、県補助金は1,061万4,000円の減額、委託金は103万4,000円の減額で、同様に各事業費の精査によるものでございます。

財産収入につきましては、144万8,000円の増額で、うち、財産運用収入は90万3,000円、財産売払収入は54万5,000円の増額となっております。

寄附金につきましては、1,426万7,000円の増額。

繰入金につきましては、96万3,000円の減額。うち、特別会計繰入金は14万8,000円の減額。基金繰入金は81万5,000円の減額でございます。

諸収入につきましては、22万3,000円の増額であります。うち、延滞金加算金及び過料は170万円の減額。町預金利子は14万7,000円の増額。受託事業収入は93万6,000円の増額。雑入は84万円の増額でございます。

町債につきましては、5,150万円の減額で、充当事業の精査によるものであります。次に、歳出であります。各費目共通して、実績見込みに基づき、予算の精査を行っております。

議会費につきましては、150万2,000円の減額でございます。

総務費につきましては、1億878万7,000円の減額。うち、総務管理費は9,414万5,000円、徴税費は890万5,000円、戸籍住民登録費は483万7,000円、統計調査費は90万円を、それぞれ減額をいたしております。

民生費につきましては、1億5,942万8,000円の減額で、うち、社会福祉費は1億514万8,000円の減額で、国民健康保険特別会計繰出金や各事業の扶助費など、実績見込みに基づくものでございます。児童福祉費は5,418万円、災害救助費は10万円の減額でございます。

衛生費につきましては、4,290万7,000円の減額で、うち、保健衛生費は2,807万4,000千円、清掃費は1,483万3,000円の減額でございます。

農林水産業費につきましては、6,560万8,000円の減額で、うち、農業費は4,248万円、林業費は2,312万8,000円の減額でございます。

商工費につきましては、3,537万7,000円の減額でございます。

土木費につきましては、4,179万4,000円の減額。うち、土木管理費は52万5,000円、道路橋梁費は3,020万5,000円、河川費は167万円、都市計画費は5万9,000円、住宅費は933万5,000円の減額でございます。

消防費につきましては、1,550万円の減額でございます。

教育費につきましては、9,335万5,000円の減額で、うち、教育総務費は434万円、小学校費は823万6,000円、中学校費は991万7,000円、社会教育費は5,368万8,000円、保健体育費は1,717万4,000円、それぞれ減額となっております。

災害復旧費につきましては、農林水産施設災害復旧費99万5,000円の減額でございます。

公債費につきましては、2億9,617万9,000円の増額で、繰上償還の原資として計上いたしております。

諸支出金につきましては、3億3,061万1,000円の増額で、うち、公営企業費は125万円の減額。基金費は3億3,186万1,000円の増額で、公共施設等整備基金、及びふるさと応援基金積立金に任意積立をいたしております。

以上で、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、承認第6号、令和6年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から1億7,990万4,000円を減額し、19億879万6,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたしますが、国民健康保険税につきましては、702万4,000円の増額でございます。うち、現年課税分は455万4,000円の増額で、滞納繰越分は247万円の増額でございます。

一部負担金につきましては、2,000円の減額でございます。

使用料及び手数料につきましては、督促手数料6万8,000円の減額でございます。

県支出金につきましては、県補助金1億6,405万8,000円の減額で、普通交付金は1億6,247万円、特別交付金は158万8,000円の減額で、それぞれの実績によるものであります。

繰入金につきましては、2,305万5,000円の減額でございます。うち、他会計繰入金は、一般会計繰入金を980万6,000円減額。基金繰入金は、財政調整基金繰入金を1,324万9,000円減額いたしております。

諸収入につきましては、25万5,000円の増額であります。うち、延滞金、加算金及び過料は87万2,000円の減額。受託事業収入は38万3,000円の増額でございます。

雑入は、74万4,000円の増額となっております。

次に、歳出であります。総務費につきましては、431万5,000円の減額でございます。うち、総務管理費は、392万5,000円の減額で、事業運営に係る事務費等の実績に基づくものでございます。徴税費は38万8,000円の減額。趣旨普及費は2,000円の減額でございます。

保険給付費につきましては、1億6,456万3,000円の減額でございます。うち、療養諸費は1億2,922万3,000円、高額療養費は、2,965万6,000円、移送費は1万円、出産育児諸費は450万2,000円、葬祭諸費は95万円、結核医療付加金は2万2,000円、傷病手当金は20万円をそれぞれ減額いたしております。

保健事業費につきましては、167万円の減額でございます。うち、特定健康診査等事業費は156万7,000円の減額。保健事業費は10万3,000円の減額でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金185万6,000円の減額でございます。

予備費につきましては、750万円を減額いたしております。

以上、佐用町国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第7号、令和6年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から370万5,000円を減額し、総額を3億5,660万

9,000 円に、改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたしますが、後期高齢者医療保険料につきましては、343 万 5,000 円の減額でございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料 1 万 2,000 円の増額。

県広域連合支出金につきましては、県広域連合補助金 7,000 円の増額でございます。

寄附金につきましては、1,000 円の減額。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を 82 万 3,000 円減額いたしております。

諸収入につきましては、53 万 5,000 円の増額でございます。うち、延滞金、加算金及び過料は 1 万 6,000 円の増額。償還金及び還付加算金は 52 万 1,000 円の増額。雑入は 2,000 円の減額でございます。

次に、歳出であります。総務費につきましては、総務管理費 65 万 9,000 円の減額。

保健事業費につきましては、21 万 9,000 円の減額。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、274 万 1,000 円の減額でございます。

諸支出金につきましては、8 万 6,000 円の減額であります。うち、償還金及び還付加算金は 8 万 5,000 円の減額。繰出金は 1,000 円の減額でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 8 号、令和 6 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から 1 億 401 万 7,000 円を減額し、27 億 8,170 万円とし、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から 37 万円を減額し、408 万 7,000 円に改めるものでございます。

まず、事業勘定の歳入からご説明させていただきますが、保険料につきましては、介護保険料 651 万 7,000 円の増額で、実績見込みによるものでございます。

分担金及び負担金につきましては、負担金 1 万 6,000 円の増額。

使用料及び手数料につきましては、手数料 1 万 8,000 円の増額。

国庫支出金につきましては、440 万 1,000 円の増額でございます。うち、国庫負担金 1,000 円の減額。国庫補助金は 440 万 2,000 円の増額でございます。

支払基金交付金につきましては、2,000 円の減額。

県支出金につきましては、3,000 円の減額。うち、県負担金は 1,000 円、県補助金は 2,000 円の減額でございます。

繰入金につきましては、1 億 1,477 万円の減額でございます。うち、一般会計繰入金は 1,626 万 6,000 円、基金繰入金は 9,850 万 4,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、19 万 4,000 円の減額でございます。うち、延滞金、加算金及び過料は 6 万 3,000 円の増額。雑入は 25 万 7,000 円の減額でございます。

次に、歳出について説明をさせていただきますが、総務費につきましては、348 万 5,000 円の減額でございます。うち、総務管理費は 294 万 1,000 円、介護認定審査会費は 47 万 4,000 円、運営協議会費は 7 万円、それぞれ減額をいたしております。

保険給付費につきましては、9,557 万 4,000 円の減額で、介護予防サービス諸費をはじめ、各介護サービス費の実績に基づくものでございます。

地域支援事業費につきましては、482 万 8,000 円の減額でございます。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は 213 万 8,000 円、一般介護予防事業費は 68 万 8,000 円、包括的支援事業費は 93 万 6,000 円、任意事業費は 103 万円、その他諸費は 3 万 6,000 円を、それぞれ減額をいたしております。

諸支出金につきましては、13 万円の減額でございます。うち、償還金及び還付加算金は 12 万 9,000 円の減額。繰出金は 1,000 円を減額いたしております。

続きまして、サービス事業勘定の歳入につきまして、説明をさせていただきます。

サービス収入につきましては、37万円の減額でございます。うち、予防給付費収入は18万4,000円の減額。介護予防・日常生活支援総合事業費収入は18万6,000円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、サービス事業費につきましては、22万4,000円の減額でございます。うち、居宅サービス事業費は11万2,000円、介護予防・日常生活支援総合事業費も11万2,000円、それぞれ減額をいたしております。

諸支出金につきましては、一般会計への繰出金14万6,000円の減額でございます。

以上、佐用町介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第9号、令和6年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第4号）について、説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から458万3,000円を減額し、1億2,939万5,000円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。使用料及び手数料につきましては、使用料88万5,000円の増額でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を245万4,000円減額いたしております。

諸収入につきましては、雑入301万4,000円の減額でございます。

次に、歳出についてであります。教育費につきましては、社会教育費458万3,000円の減額で事業費と人件費の精算によるものでございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第10号、令和6年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から1,175万7,000円を減額し、総額を1億3,136万2,000円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入848万6,000円の減額でございます。サッカー等の合宿利用や団体予約等が予想を大きく下回り、宿泊料及び食事料、食堂売上料などが減額いたしております。一方、入浴料につきましては、利用者が増え増額となっております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を326万1,000円減額いたしております。

繰越金につきましては、皆減をしております。

諸収入につきましては、雑入9,000円の減額でございます。

次に、歳出であります。笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費1,175万7,000円の減額でございます。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第4号）の予算の提案の説明とさせていただきます。

以上、一般会計並びに各特別会計の説明をさせていただきました。ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君）                      ここで申し上げます。傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いしておきます。

当局の説明が終わりました。ただ今、議題にしております承認第5号から承認第10号までについては、本日、即決とします。順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、日程第9、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度佐用町一般会計補正予算（第9号）、令和7年3月31日専決第7号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより承認第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
承認第5号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第10、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、令和7年3月31日専決第8号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより承認第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
承認第6号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第6号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第11、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、令和7年3月31日専決第9号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより承認第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
承認第7号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第7号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第12、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第5号）、令和7年3月31日専決第10号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより承認第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
承認第8号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第8号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第13、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第4号）、令和7年3月31日専決第11号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより承認第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
承認第9号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第9号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第14、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第4号）、令和7年3月31日専決第12号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 11番、岡本義次議員。

11番（岡本義次君） サッカーの子供たちの分が減ったという説明もありましたけれど、サッカー以外に、例えば、法事とか、それから、歓送迎会とか、それから、グラウンドゴルフをやって、そういう利用したと、そういうやつの案件というんか、件数なんかはどんな状態で推移しましたか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

先ほど、町長の説明もありました。サッカーの利用者等につきましては、春休み、夏休み、冬休みございますけども、そのあたりの団体との調整間が一部できなかつたところがございます。令和6年度については、大きく、ちょっと減ったという状況でございます。

それから、宴会ですけども、宴会等につきましては、少しずつではありますけれども、コロナ以降、昨年から増えてございまして、令和6年度についても、若干は減ってはございますけども、令和5年度よりは、少し、ちょっと減ったような状況でございます。

それから、グラウンドゴルフのドームを使つての利用等でございますけれども、月平均で言いますと、ドームの使用が1回から2回というふうなところで、どうしても、グラウンドゴルフをされている方、また、ゲートボールをされている方、そういった方の人数自体が、コロナ以下、かなり減っているということでございますので、なかなか、そのグラウンドゴルフの利用というのは、今後、難しいかなというふうな形で感じております。

それから、一部、入浴のほうは、令和5年度から令和6年度に1,000人ほど、ちょっと増えているといったところで、これにつきましては、ホームページ等にも、そういった入浴があるというふうなことで掲載をしておりますし、一部、この冬にイベント等も実施しまして、そういった効果もあつたのかなと思っておりますけれども、そういった形で、さらにまた、ホームページ等で、そういった形で宣伝はしていきたいなというふうな形で思っております。以上でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 事業収入が、当初、8,407万円が、補正が…、ああ、ごめんなさい。繰入金の方が、5,907万1,000円、326万1,000円減ってはございますけれども、5,581万円からの金額になっております。

ですから、私、いつも前から言っていますように、皆さんの同窓会でも名簿だけ渡して、そして、最終的に、やっぱり同窓会となれば、1万円以上、飲んだり食べたりしますので、子供のサッカーと違って、金がさが上がると思うんですよ。ですから、そこらへん、そういうことは、やらせておるんですか。事務の方に。名簿さえ、私で、発送して何ぼになったというやつ、したらいいんじゃないんですか。そこらへん、どうですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） 以前から、そういった、それぞれ同窓会名簿を、笹ヶ丘荘のほうで、郵送、案内してはどうかというふうな提案もございましたけれども、なかなか、そういったところについては、笹ヶ丘自体ではやっておりませんけれども、予約等につきましては、積極的に同窓会、法事並びに、そういったことは、していただきたいような形で宣伝等はしております。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 私たちも、こういう中身を知っておるだけに、何とか、そういうやつを減らして、金額、そして、お客さんが少しでも多く見えるように、正月、元旦から、ずっと、3か月かかってボランティアで山桜、紅葉。山桜は350年、紅葉は400年の彩を添えてくれます。それらを皆さんが見に来てくれることによって、そういう利用してもらって、金額が少しでも改善できるように思って頑張りました。

そこらへんもありますので、佐用の役場も何とかやっていただきたいと思います。では、何かもし返答あれば。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） はい、お答えします。

岡本議員には、この笹ヶ丘の件は、いつも関心もっていただいて、そういうように植樹のことだったりもしていただいているの、いつもありがたく思っています。

先ほど、その同窓会の件ということでございましたが、同窓会に限らず、先般もシルバー人材センターの、例えば、理事の歓送迎会ですとか、あるいは、消防で言いますと、まとい会さんが、毎年ご利用いただいたり、また、経営者協会さんでもご利用いただいたりと、各種団体で、非常に積極的にご利用いただいています。

こういった団体の方にも、引き続き、ご利用いただくとともに、また、今、ご利用いただいていない方々にも、ぜひ、この笹ヶ丘をご利用していただきたいというようなことも、担当課のほうから、そういう営業と言いますか、そういうこともさせていただきたいと思っております。

それと、もう1つは、今、物価高騰で、当然、仕入れ、あるいはランニングコスト、燃料等、非常に上がってきております。私も定期的に昼食に行ったりするんですけども、ご

存じの方もいらっしゃると思いますが、結構、リーズナブルです。ですので、やっぱり、適正な値段で、値上げするというのも1つ、これは当然、現場のお客さんとの感覚というのも大事ですから、なかなか難しいことではありますが、それも引き続き検討してほしいということで、いつも話をしております。

そういった中で、少しでも一般会計からの繰出しが減少するように、引き続き、努力はしてまいりたいと思いますので、今後とも、ご協力を、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。  
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより承認第10号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
承認第10号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願ひます。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第10号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第15. 議案第46号 工事請負契約の締結について（高度情報通信網通信系ネットワーク機器更新工事）

議長（千種和英君） 続いて、日程第15、議案第46号、工事請負契約の締結について、高度情報通信網通信系ネットワーク機器更新工事を議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第46号、高度情報通信網通信系ネットワーク機器更新工事にかかる工事請負契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本工事は、町民がご利用いただいているインターネット通信の中継機の更新で、具体的には、L3（エルサン）スイッチと呼ばれる、インターネット通信を制御する装置を10台更新するものであります。現在、役場本庁と支所3か所、姫路市の姫路ケーブルテレビ株式会社の社屋内の合計5か所に2台設置しております。

今回更新するL3スイッチは、令和元年とそれ以前に設置したもので、耐用期限を過ぎて修理不可能なものと、今年度耐用年限を迎える機器であり、故障したときには修理できないために、今年度工事を行うというものでございます。

契約金額は7,150万円で、相手方といたしまして、これまで設置や保守を委託しており、設定内容を熟知したNECネットエスアイ株式会社と随意契約にて工事請負契約を結ぶも

のでございます。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。  
なお、本案件については、本日、即決とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） お伺いします。

L3 スイッチの更新ということで、お伺いしているんですけども、耐用年限の過ぎて  
いる。これから迎えるということだったんですが、基本的には、じゃあ、この更新によっ  
て、期待しているというのは、その機器をの耐用年限を延ばす。次のものに入れ替える  
ということによって、安定性を高いままをキープすると、そういったようなものだと思うん  
ですけど、それ以外にも何か期待しているような効果というようなものはあるのしょう  
か。お伺いいたします。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） お答えさせていただきます。

もちろん、技術革新によりまして、機器のいろんなものが、性能が向上しているわけな  
んですけども、今回、特に、向上しますのが、ネットワークの通信の速度でありまして、  
これまでは、10 ギガで宍粟経由で通信していたものと、それから、上郡経由で6 ギガで通  
信していたものが、これが全て 20 ギガにアップします。

耐用年限につきましては、それでも機器のメーカーの耐用年限によりまして、そのあ  
たりは、5年から7年というふうに試算されておりますので、また、5年、7年たった時  
には、また、こういった更新が必要になってくると思われまます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 46 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 46 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 16. 議案第 47 号 工事請負契約の締結について（佐用町学校給食センター厨房機器更新工事）

議長（千種和英君） 続いて、日程第 16、議案第 47 号、工事請負契約の締結について、佐用町学校給食センター厨房機器更新工事を議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 47 号、佐用町学校給食センター厨房機器更新工事にかかる工事請負契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本工事は、平成 22 年 9 月に稼働し、導入から 15 年が経過をいたします学校給食センターの厨房機器について、過疎債を活用して、老朽化している厨房機器の更新工事を行うものでございます。

給食センターは、オール電化方式で、調理から洗浄まで約 20 種類の厨房機器を備えており、現在、1 日当たり約 1,000 食の給食を町内小中学校、幼稚園へ、毎日、安全・安心に提供を続けております。

このたび、更新する機器は、長年の使用により故障が頻発しており、調理の主要な部分を担っている厨房機器でもあり、万が一故障した場合、給食の提供に著しく支障をきたすというものでございます。

厨房機器の法定耐用年数は、8 年から 10 年となっており、これまで点検と修繕により対応をまいりましたが、部品の製造が一部中止することなどから、早急に更新を行う必要があるものでございます。

本工事は、学校給食の提供に影響が出ることのないように、給食のない長期休業の期間を利用し、令和 8 年 3 月末の完成を目指して、工事を実施いたします。

契約金額は 7,700 万円、消費税が 700 万円であります。契約の相手方は、既設設備を施工し、長年にわたり厨房機器全般の維持管理や保守点検、修繕を行い、機器の状態を熟知している赤穂市古浜町（こはまちょう）83 番地、有限会社近畿調理機、代表取締役、平尾大輔（ひらお だいすけ）氏と随意契約にて、決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。  
なお、本案件については、本日、即決とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 47 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 47 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 17. 議案第 48 号 財産の取得について（教科用図書指導書 一式）

議長（千種和英君） 続いて日程第 17、議案第 48 号、財産の所得について、教科用図書指導書 1 式）を議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 48 号の財産の取得、教科用図書指導書一式につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、小・中学校における教育の充実を図るため、教科用図書に対応した指導書を取得しようとするものであります。指導書は、教員が教科書を用いた授業を計画・実施する際の指針となるものであり、児童生徒への適切な指導のためには欠かすことのできない教材でございます。

今回取得を予定しているのは、中学校で令和 7 年度から使用される教科書に対応するもので、11 教科 30 点、4 校合計 120 点になります。

本件の契約金額は 939 万 6,200 円で、契約の相手方は、兵庫県佐用郡佐用町佐用 117 番地 2 の佐用文具、山口靖典（やまぐち やすのり）氏に決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、本契約の締結につきまして議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。  
なお、本案件については、本日、即決とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 48 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 48 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 18. 議案第 49 号 財産の取得について（GIGA スクール用 Windows タブレット 一式）

議長（千種和英君） 続いて、日程第 18、議案第 49 号、財産の取得について、GIGA スクール用ウィンドウズタブレット 1 式を議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 49 号の財産の取得、教育用児童生徒用端末一式につきまして、提案のご説明を申し上げます。  
現在、小・中学校で児童生徒が使用するタブレット型パソコンは、令和 2 年度に GIGA スクール構想のもとで整備されたものでございます。  
導入から 5 年が経過し、これらのパソコンは、日々の使用によって処理速度の低下や動作不良、バッテリーの劣化が顕著となり、使用効率が低下しております。また、端末の故障も増加傾向にあります。  
さらに、現在、使用している OS の Windows10（テン）は今年の 10 月末をもってサポートが終了することから、継続して使用した場合、セキュリティリスクの増大が懸念されております。  
これらの理由から、令和 7 年度に児童生徒用パソコンの更新を行う必要があると判断し、児童生徒数に加えて故障時の予備を含め、計 852 台を購入し、長期休業期間中に更新を実施する予定でございます。  
この更新事業は全国的に実施されるものであり、国の指導も踏まえ、兵庫県では、兵庫県教育の情報化推進協議会において共同調達を行うことが決定されております。これにより、パソコンの仕様に応じて契約相手方が定められております。  
本件の契約金額は 4,686 万円で、補助対象経費の 3 分の 2 の 3,124 万円につきましては、県から公立学校情報機器整備費補助金として交付をされます。  
契約の相手方は、兵庫県尼崎市下坂部（しもさかべ）3 丁目 4 番 30 号、日本電通株式会社神戸支店、支店長、辻田康秀（つじた やすひで）氏に決定をいたしましたので、地方

自治法の規定に基づきまして、本契約の締結に当たって、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。  
なお、本案件については、本日、即決とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 令和 2 年に GIGA スクール構想が開始になって、852 台ですか、児童生徒の皆さんが使っているわけですが、全国的に見ると、その故障修理のことについて、いろいろ聞くところがあります。  
5 年経過で、この間の事故、修理ですね、全国的に見ると、ちょっと、メーカーによって、偏りがあるのかなというふうな感じもするんですけども、事故、修理の状況について、把握できていたら詳細をお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） お答えします。

最初の導入につきましては、3 年間の無償修繕がついておりますので、最初の 3 年間についての数字は、ちょっと、つかんでいませんが、その後につきましては、年間、大体、文部科学省も指標を出しているんですが、大体 15% ぐらいの故障の発生はあるだろうという見込みの中で、予備機もしておりましたので、それらについて、これまで予備機で、これまで対応しておりました。子供たちのタブレットについては、

それで、その後については、年間、今、細かい数字を原因別には分けてはいないんですが、大体 20 台ぐらいの発生をしておるところでございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 原因別というのは、まだ、ちょっと、分からないんですね。  
そうすると、年間 20 台ということは、文科省の言っている水準にはいってないということですね。分かりました。  
それから、故障、修理の際の代替、予備機ですけども、故障修理に出した時に、即、使えるような形にはなっているわけですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 当初、納入していただいた時に、そういった状態で納品していただいておりますので、即使えるようにしておりますし、数量を見ながら、生徒、児童数は減っていますので、数量見ながら、修繕についてもお願いしているような状況もございますので、十分、即、使えていますので、今は、間に合っておる状況でございます。生徒の分については。

議長（千種和英君） よろしいですか。

10 番（廣利一志君） はい。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。  
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 49 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 49 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 19. 議案第 50 号 財産の取得について（佐用クリーンセンター 塵芥車 1 台）

議長（千種和英君） 続いて、日程第 19、議案第 50 号、財産の取得について、佐用クリーンセンター塵芥車 1 台」を議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵辻町長。

〔町長 庵辻典章君 登壇〕

町長（庵辻典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 50 号、財産の取得につきまして、ご説明を申し上げます。

今回、上程をいたしました財産の取得は、佐用クリーンセンターに配備しております「ごみ収集用回転板ダンプ式パッカー車を更新するものでございます。

現行車両は、平成 24 年に調達した、3 トン回転板パッカー車で、今年で 13 年目を迎え、経年劣化による車両を更新いたします。

調達に当たっては、町内業者 4 社及び町外ディーラー 3 社から見積りを徴した結果、佐用町力万 615 番地、株式会社小林モータース、代表取締役、小林 健（こばやし けん）氏に決定を決定いたしました。

契約金額は、1,163万2,300円であります。

つきましては、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日、即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第50号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第50号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20. 議案第51号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第20、議案第51号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第51号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、物価の高騰等を踏まえ、政令が改正されたことを受けて、条例についても改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、選挙時の投票管理者や各種立会人に支払われる報酬を、今回改正される国の基準に合わせて増額するものでございます。

本改正につきましては、7月に執行予定の参議院議員通常選挙から適用される予定であります。

以上、ご説明させていただきましたが、ご承認いただきますように、よろしくお願いを

申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。  
なお、本案件については、本日、即決とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 51 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 51 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。  
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午前 11 時 15 分とします。

午前 11 時 00 分 休憩

-----  
午前 11 時 13 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を開催します。

---

日程第 21. 議案第 52 号 佐用町議会議員及び佐用町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 21、議案第 52 号、佐用町議会議員及び佐用町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 52 号、佐用町議会

議員及び佐用町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

公職選挙法では、立候補や選挙運動の機会均等を図るため、選挙運動費用の一部を公費で負担する選挙公営制度を定めており、佐用町でも、議会議員選挙及び町長選挙において、公費負担に関する条例を定めております。

このたび、選挙運動用自動車、燃料の代金、選挙運動用のビラ、選挙用ポスターの4項目について、国で定める基準額が改正されることとなったために、町の条例についても、同様に改正をするものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしく願いをいたします。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。  
なお、本案件については、本日、即決とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第52号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第52号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22. 議案第53号 佐用町税条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第22、議案第53号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第53号、佐用町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例の改正は、地方税法の一部を改正する法律が改正されることに伴い、佐用町税条例の一部を改正するものでございます。

改正項目は4点でございます。

まず1点目は、公示送達の方法に関する改正であります。該当する条例は第18条になり

ます。公示送達は、居所が不明となった納税義務者等に対し、通常の文書送付に替えて役場の掲示板に一定期間掲示を行うことで法的に送達したものとする手続きでございます。今回の改正により、役場の掲示板に掲示することに加えて、電子掲示板による掲示を加えるものでございます。これにより、来庁せずにパソコンの画面で掲示内容を確認することが可能となります。

2点目は、特定扶養親族に対する所得控除の変更による改正であります。該当する条例は、第34条の2、第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3になります。19歳以上23歳未満の扶養親族に該当する子に一定以上、アルバイト収入があった場合に親の扶養控除から外れる、いわゆる103万円の壁の問題に対し、地方税法において給与収入で150万円までは、親等が特定扶養控除と同額の所得控除が受けられるよう改正がなされました。また、150万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が収入額に応じ段階的に減少する特定親族特別控除も導入をされます。この改正に対応するため、佐用町税条例においても第34条の2及び第36条の2において、特定親族特別控除の追加が、第36条の3の2及び第36条の3の3において、給与所得及び公的年金所得における扶養親族等申告書の記載事項に特定親族が追加されております。施行は令和7年分所得の申告から、町県民税の賦課年度は令和8年度課税から適用となります。

3点目は、家屋の附帯設備にかかる納税義務者の取扱いについての改正でございます。該当する条例は第54条になりますが、家屋の所有者以外の者がその家屋を借り受けて事業を行うときに、初期投資として家屋の附帯設備、例えば、給湯設備等を取り替える場合があります。これら附帯設備は当該家屋の一部として取り扱われますが、地方税法では取りつけた者を償却資産の所有者とみなして固定資産を課することができるとされております。本町においても地方税法に基づき、取りつけた者からの申告書により課税しておりますが、今回、佐用町税条例においても課税の根拠を明確にするため改正を行います。

4点目は加熱式たばこの課税標準の特例に関する改正でございます。該当する条例は附則第16条の2の2になります。現在の加熱式たばこに対する課税標準の算出方法は、1本当たりの重量と価格により算定されております。これを、改正により価格の部分を廃止し、重量による算定とするとともに1本当たりの重量を0.4グラムから0.35グラムに引き下げることで税の引上げを行うものでございます。なお、引き上げは、令和8年4月1日及び令和8年10月1日の2回に分けて段階的に行われます。

その他の改正は、項ズレを修正するものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第53号については、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としていますが、議案第53号については、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君）           ご異議なしと認めます。よって議案第 53 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 23. 議案第 54 号 令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）について

日程第 24. 議案第 55 号 令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 1 号）について

議長（千種和英君）           続いて、日程第 23 に入ります。日程第 23 及び、日程第 24 を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君）           ご異議なしと認めます。よって、日程第 23、議案第 54 号、令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）について、及び議案第 55 号、令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 1 号）についての 2 件を、一括議題とします。議案第 54 号及び議案第 55 号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）           それでは、ただ今、上程いただきました議案第 54 号から議案第 55 号につきまして、一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 54 号、令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）からご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に 1 億 4,967 万 2,000 円を追加し、131 億 5,239 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、国庫支出金につきましては、国庫補助金 9,642 万 9,000 円の増額で、水道料金の減免事業や不足額給付事業などに係る地方創生臨時交付金を計上いたしております。

県支出金につきましては 1,423 万 5,000 円の増額でございます。うち、県補助金は 1,362 万 4,000 円、委託金は 61 万 1,000 円の増額でございます。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を 445 万 8,000 円増額をいたしております。

諸収入につきましては、雑入 535 万円の増額で、移動図書館の車両購入に係る助成金などでございます。

町債につきましては、2,920 万円の増額で、佐用消防署改修工事費の増額等に係る財源として計上いたしております。

次に、歳出について、説明をさせていただきますが、総務費につきましては、9,877 万 1,000 円の増額でございます。うち、総務管理費は 9,799 万円の増額で、定額減税に伴う不足額給付事業の関連費用などを計上いたしております。選挙費は 78 万 1,000 円の増額で、報酬単価の改正によるものでございます。

衛生費につきましては、保健衛生費 55 万 7,000 円の増額でございます。

農林水産業費につきましては、農業費 1,413 万 2,000 円の増額で、新規就農者育成総合対策事業補助金などを計上いたしております。

商工費につきましては 467 万 2,000 円の増額で、観光看板の設置工事費などを計上いたしております。

消防費につきましては 2,500 万円の増額で、佐用消防署改修工事費を追加計上いたして

おります。

教育費につきましては、654万円の増額でございます。うち、教育総務費は90万円の増額であります。社会教育費は564万円の増額で、図書館の館外活動用の車両購入に係る関連費用などを計上いたしております。

最後に、地方債の追加及び変更につきまして、第2表の地方債補正により、ご説明させていただきます。

地方債の追加は、観光関連施設整備事業420万円。道の駅宿場町ひらふくの観光案内看板設置工事にかかる起債予定額を限度額設定をいたしております。

地方債の変更は、消防施設設備整備事業につきまして、佐用消防署改修工事の事業量が増加し、起債の増額が見込まれるため、限度額を7,290万円に改めるものでございます。

以上で、佐用町令和7年度一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第55号、令和7年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案(第1号)において、提案のご説明を申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出において、収入の第1款、簡易水道事業収益の第1項、営業収益を5,775万1,000円減額、第2項、営業外収益を5,913万1,000円増額し、簡易水道事業収益の総額を7億3,604万5,000円に改めるものでございます。

支出の第2款、簡易水道事業費用の第1項、営業費用を138万円増額し、簡易水道事業費用の総額を8億1,285万6,000円に改めるものでございます。

これは、地方創生臨時交付金事業により、物価高騰の影響を受けている町民や企業等に対して、水道料金4か月分、基本料金4か月分を減免するものでございます。

次に、第3条の他会計からの補助金を説明いたします。第2条で説明しました物価高騰対策として5,913万1,000円を他会計からの補助金に加えるものでございます。

以上で、佐用町簡易水道事業会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

それぞれ、慎重にご審議賜り、ご承認いただきますように、よろしくお願いいたします。

議長(千種和英君) 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第54号及び議案第55号は、6月16日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(千種和英君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

日程第25. 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について

議長(千種和英君) 続いて、日程第25に入ります。今期、定例会に請願1件を受理しております。

請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願については、会議規則第87条第2項の規定により、委員会付託を省略して、直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君）                   ご異議なしと認めます。

それでは、請願第1号を議題とします。

請願について紹介議員の説明を求めます。1番、大村 隼議員。

〔1番 大村 隼君 登壇〕

1番(大村 隼君)                   教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について、説明させていただきます。

請願書の代読をもって、説明とさせていただきます。

厳しい財政状況の中、独自財源を活用して人的措置等を実施する自治体も存在する一方で、自治体間で教育格差が生じることが深刻な問題となっています。義務教育費国庫負担制度に関しては、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた経緯があり、国としては定数改善にむけた財源保障を強化し、全国どこに住む子どもでも一定水準の教育を受けられることを憲法上の要請としています。

また、現在、学校現場では貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など多岐にわたる課題が山積しており、文部科学省の調査（2020年度）では小・中・高を合わせた不登校児童・生徒数が41万人を超え、特に小・中学校で11年連続増加し過去最高となっている現状があります。そのような中で、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための十分な教材研究や授業準備の時間を確保することが困難になっています。学校の働き方改革を推進するためには、加配教員の増員や少数職種の配置改善を含む教職員定数の見直しが不可欠です。また、2020年度の法改正により小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられ、中学校では2026年度から引き下げる方針となっています。今後は高等学校においても早期実施をはかるとともに、よりきめ細かな教育活動を実現するために、小中学校における学級編制標準の更なる引き下げと少人数学級の実現がもとめられます。子どものゆたかな学びと育ちを保障するための条件整備が不可欠であるとともに、実効性のある働き方改革を実現するためには、自治体による「業務の3分類」などの施策に必要な財政措置の充実も強くもとめられています。

さらに、現状の教育課程基準に沿って設定された学校のカリキュラムは、授業の時数と内容が過度に詰め込まれているため、子どもも教職員も極めて大きな負担を強いられている状態です。このため、次期学習指導要領では内容の精選と標準授業時数の削減が強くもとめられます。

こうした観点から、2026年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

1、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減はおこなわないこと。

4、小・中学校のさらなる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。あわせて、高等学校での35人学級を早急に実施すること。

5、新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講じること。

- 6、自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。  
7、子どものゆたかな学びと育ちを保障するため、授業の時数と内容が過度に詰め込まれている状態の早期改善にむけ、学習指導要領の内容の精選等をおこなうこと。  
以上、説明といたします。

議長（千種和英君） 本請願に対する、紹介議員の説明は終わりました。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本請願に対する質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本請願についての討論を終結します。  
これより請願第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
請願第1号について、採択することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、請願第1号は、採択することに決定しました。

---

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1番（大村 隼君） 議長、動議を提出します。  
先ほど請願が採択されましたので、少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）を、本日の日程に追加されるようお願いいたします。

議長（千種和英君） ただ今、大村 隼議員から、意見書案を、本日の日程に追加して議題とすることの動議が提出されました。賛成の方は、ありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） 本動議は、賛成者がいますので、成立しました。  
ここで、しばらく休憩します。

午前11時37分 休憩

-----  
午前11時38分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

ただ今、お手元に配付しましたとおり、大村 隼議員から、意見書案が文書で提出されました。

お諮りします。意見書案についての動議を本日の日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

追加日程第1．発議第1号 少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

議長（千種和英君） それでは、追加日程第1、発議第1号、少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案を議題とします。

この際、お諮りします。本案件は請願第1号の採択にともなう意見書の提出でありますので、質疑と討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これより発議第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。

発議第1号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第26. 委員会付託について

議長（千種和英君） 続いて、日程第26、委員会付託についてであります。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午前11時39分 休憩

-----  
午前11時40分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。ただ今、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君）                   ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

---

議長（千種和英君）                   以上をもちまして本日の日程は終了しました。  
お諮りします。委員会等開催のため、明日6月4日から9日まで、本会議を休会したい  
と思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君）                   ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。  
次の本会議は、6月10日火曜日、午前10時から再開し、一般質問を行いますので、ご  
承知おきください。  
本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

午前11時41分 散会

---